平成２４年（フ）第５３７号
兵庫県加古川市加古川町中津243番地の５
エステートピアヴィラ加古川103号
債務者　下簗テル子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４０号
長崎県長崎市上小島２丁目８番19号　アネックスⅢ201
債務者　田渕　直人
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４０号
宮城県名取市増田２丁目８番９号
債務者　内海由香里
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２８号
仙台市泉区加茂３丁目31番地　県営加茂住宅３棟２―302
債務者　相澤千賀子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
秋田県由利本荘市湯沢字湯沢28番地
債務者　小野　繁樹
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第７９号
福島県いわき市小名浜字大道北132番地　鈴木貸家６号、前住所福島県いわき市小名浜南富岡字富士前30番地の５
債務者　渡辺　公一
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第７９号
茨城県神栖市筒井1390番地19
債務者　中野　康幸
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第７２２号
千葉県船橋市上山町１丁目96番地１　さつきマンション208号
債務者　中島　規至
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６８号
千葉県船橋市浜町２丁目３番32―710号
債務者　藤本　昌克
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６０号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地325　レクセルガーデン幕張606号
債務者　松瀬ひづる
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７３号
千葉市花見川区花園１丁目16番３号
債務者　小嶋香央里（旧姓上住）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７８号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目36番地10　クレールメゾンＣ棟201号
債務者　加藤　尚美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９７号
千葉県市川市新浜１丁目３番９号ローズガーデン15号
債務者　相澤　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２００号
千葉県浦安市富士見２丁目12番40号　メゾンファミール202
債務者　鹿久保福子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１９号
千葉県市原市光風台２丁目144番地１　サンビュー光風台511号
債務者　神永　　久
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８３号
千葉県船橋市夏見台６丁目16番13―303号
債務者　奈良敏亜規
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
富山県下新川郡朝日町蛭谷537番地
債務者　川合　純次
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
富山地方裁判所魚津支部